

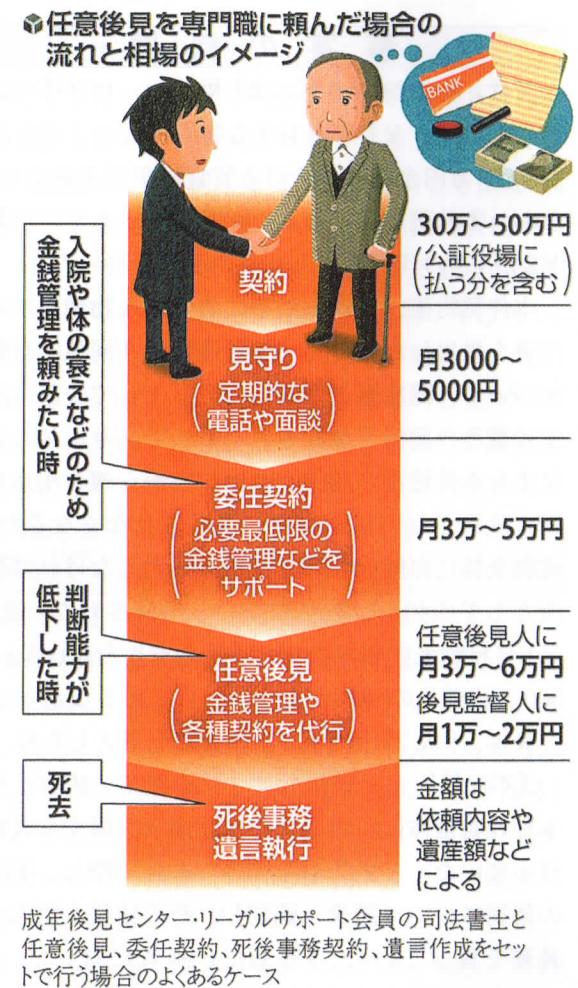
〈任意後見〉を専門職に頼む場合の流れと費用の相場

●頼れる家族がいなくて、自分が認知症になった時や死んだ後のこと心配——そんな人は、元気なうちに信頼できる相手自分で選び、いざという時に、お金の管理や様々な手続きを任せせる「任意後見制度」を利用するのも、選択肢の一つだ。任意後見を専門職（司法書士など）に頼む場合の流れと費用は次の通りだ。（読売新聞2020.4.23）

■任意後見に詳しい司法書士の上山浩史さんによると、「相性が合う信頼できる人自分で選びたい」「身寄りがなく、後見人に葬儀や墓の希望もかなえてほしい」という人には、任意後見がお勧めだ。まず問題になるのは誰に頼むかだ。任意後見人には家族や友人もなるが、いざという時に負担が重い上、自分より大分若くないと、頼りにできない。頼める家族らがない場合は、専門職の力を借りることになる。「成年後見センター・リーガルサポート」に所属する司法書士に依頼するケースでみると、まず、制度への理解を深め、何を後見人に望むかなどを話し合うため、数回、最初の相談から契約まで、半年ほどかかる。後見制度は、判断能力が十分ある時期や、死後は対象外。そのため、判断能力はあるものの、病気などで体が不自由になった場合に金銭管理を手伝ってもらう「委任契約」、葬儀や墓についての希望を託す「死後事務契約」、遺産の扱いを決める「遺言作成」も含めて計4つを同時に多くの人がいる。契約時に必要な費用は、内容などにより幅があるが、4つ全てとなると、相談料や公証役場に支払う手数料などを含め、「総額30万～50万円程度のケースが多いのではないか」という。毎月必要な費用としては月1回の「見守り」が月額3,000円～5,000円。預金の引き出しや家賃や入院費の支払いなどを頼むと月3～5万円程度になる。

●「任意後見契約」が発効するのは、判断能力が低下し、契約相手などが家庭裁判所に申し立て、不正がないかをチェックする「後見監督人」が選ばれてからとなる。契約発効後の費用の目安は月3万～6万円の後見人への報酬と、後見監督人になった司法書士らへの報酬月1～2万円だ。

■任意後見人は毎月、自宅を訪問して、預金を下ろして生活費を渡したり、介護サービスの利用計画を考えるケアマネジャーと相談して必要なサービスを契約したりする。本人の事前の希望に応じて、自宅を売って老人ホームに入所する手続き也可能だ。依頼者が亡くなった後は、遺産の中から、死後事務と遺言執行についての報酬を受け取る。



〈法定後見〉を家裁に申し立てた場合の費用の相場

■認知症などで判断能力の衰えた高齢者らの財産を守り、暮らしを支える成年後見制度。利用には、家庭裁判所での手続きの費用や、後見人に支払う報酬がかかる。

◆横浜市内の70歳代男性は認知症で自宅での一人暮らし難しくなり、サービス付き高齢者住宅に移ることになった。自分で預金を下ろしたり、介護サービスを契約することはできない。海外での仕事で多忙な長男は、入居や介護サービスの手続き、費用の支払いなどを任せたいと思い、成年後見制度の「法定後見」を利用することにした。

●法定後見では、後見人が本人のために財産管理や契約などを行い、それが適正かどうか、家裁が確認する。

「みそら行政書士・社会福祉士事務所」代表の鈴木雅人さん（43）は「財産の所有は個人単位。子供だからといって親の財産を勝手には使えない」と説明する。後見人を付けるには、配偶者や子どもなどの親族（4親等内）らが本人の住所地を担当する家裁に申し立てる。申立書のほか、判断能力の低下を証明する医師の診断書、財産目録と通帳のコピーなども必要だ。申し立ての際の手数料（右下表）なども用意する。家裁が、判断能力の衰えの程度を調べる医師の鑑定を求める場合もあり、費用は5万～10万円程度かかる（同）。

■後見人を決めるのは家裁だが、申し立ての際、候補者を挙げることができる。弁護士や司法書士など専門職に頼みたい場合は、各専門職の団体などに相談し、事前に紹介してもらうことも可能だ。

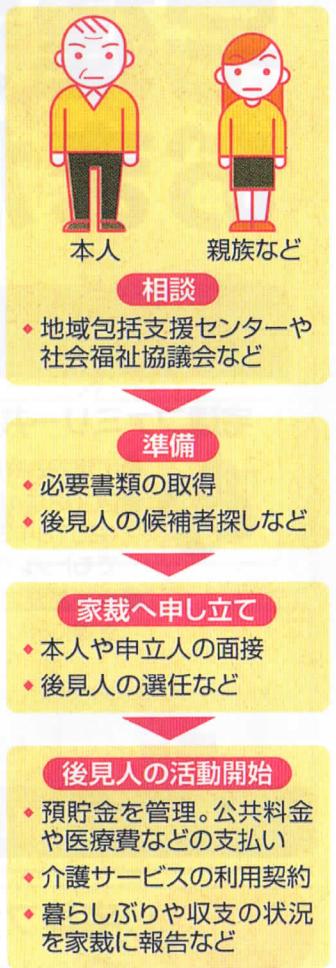
鈴木さんは「実績やどのような思いで後見人の業務をしているのか、実際に会って話を聞き、信頼できるか見極めることが大切」と話す。家裁の審判でこの男性の後見人に選ばれた鈴木さんは、預金通帳を預かり、ケアマネジャーと相談してデイサービスの利用や買い物をヘルパーに依頼することを決め、各事業者と契約。男性が入院した際は病院に付き添い、保証金を納めるなどの手続きをした。

●専門職が後見人を務める場合、本人の財産から後見人の報酬を受け取る。報酬額は、後見人の活動実績や本人の資産などから家裁が決める。

東京家裁の目安では、通常は月2万円。後見人が管理する財産が1,000万円超～5,000万円の場合は月3～4万円など、財産額に応じて高くなる。後見人の報酬は一般的に、1年分の後払いと、本人の判断能力が回復しない限り、亡くなるまで続く。

◆鈴木さんは「財産の適切な管理だけでなく、本人の思いをくみ取って財産を活用し、安心して望む生活を送れるよう支えるのが後見人の役割。家族も仕組みをしっかり理解する必要がある」と話す。申し立ての費用や報酬の負担が難しい場合、自治体によっては、公費で補助する事業を行っている。対象となる費用の範囲や対象者の要件は自治体で異なる。（読売新聞2019.11.18）

◆「法定後見」利用の流れ



◆「法定後見」利用時の主な費用の目安

手続き	必要書類の取得
手続	・診断書(病院による) ・戸籍謄本(450円程度) ・住民票(200～300円程度)など
家庭裁判所への申し立て	・手数料(収入印紙800円、追加の場合も) ・登記手数料(収入印紙2600円) ・郵送料(切手3000～5000円程度)
鑑定(家裁が必要と判断した場合)	・5万～10万円程度
利用中	後見人(専門職)に支払う基本報酬 ・月額2万円程度から
	後見人の交通費や切手代など ・実費

※鈴木さんの取材や厚生労働省の資料を基に作成